

令和 8 年 6 月 17 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6 月 1 7 日（最終日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 51 号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 52 号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 53 号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 54 号 令和 8 年度南知多町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 請願第 1 号 日本政府に南知多町議会として「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

日程第 7 議案第 55 号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能保全工事）

日程第 8 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10 名）

1 番 木 藤 創 大

2 番 橋 本 由岐穂

3 番 山 本 優 作

4 番 鈴 木 浩 二

5 番 内 田 保

6 番 石 垣 菊 蔵

7 番 服 部 光 男

8 番 藤 井 満 久

9 番 吉 原 一 治

10 番 榎 戸 陵 友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 高 田 順 平

教 育 長 高 橋 篤

参 事 安 田 龍

総 務 部 長 山 本 剛 資

総 務 課 長 鈴 木 和 芳

企画財政課長 坂 本 圭 志

防災交通課長 山 下 哲 矢

税 務 課 長	相 川 和 英	建 設 経 済 部 長	奥 川 広 康
建 設 課 長	石 黒 俊 光	まちなみ環境課長	田 中 達 也
産 業 振 興 課 長	伊 藤 尊 人	水 道 課 長	相 川 久 紀
厚 生 部 長	坂 口 増 和	住 民 課 長	山 本 有 里
ふ く し 課 長	宮 地 利 式	健康こども課長	松 本 伸 弘
教 育 部 長	田 中 直 之	教 育 課 長	富 田 和 彦
成 長 戦 略 室 長	山 本 剛	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 崎 沙 久 実

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書	記	松 本 満 砂
書	記 山 下 英 将	書	記	加 藤 久 幸

〔 開議 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る6月2日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして誠にありがとうございました。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際しマスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

6月3日の一般質問が台風の影響で延期されましたので、本日一般質問を行います。

日程に従い、一般質問、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問では大きく2つ、働き方改革と、耐震対策、この内容について質問したいと思っております。

それでは、通告書の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項1、南知多町の働き方改革・職場改革の現状と課題を考える。

町は、政府（内閣官房）の地域働き方・職場改革ネットワークに参加し、働きやすさと働きがいのある職場を目指して国と連携しながら、令和7年度に引き続き令和8年度も地域の働き方・職場改革などの取組を推進しようとしております。その現状と課題を

質問します。

1 点目地域の固定的な性別役割論や採用、昇進等における男女差、男女双方の長時間労働、休憩時間の取得しづらさなどの改革に向け、町として令和7年度に地域ブロック会議や11回の勉強会などから学んで、一番大切だと考える具体的な視点は何か、またそれをどのように改革につなげているか。

2 点目内閣官房のホームページにある愛知県南知多町の取組についての報告文書、（以下「報告文書」）町は予算、スケジュールとして、令和7年度に第2次南知多町男女共同参画計画の見直しを実施するとしていたが、見直しをしたか。

3 点目さきの報告書で、令和7年度補正予算または令和8年度当初の予算計上をし、具体的な施策を実施していくとしています。令和7年度補正予算でどのような施策を計上し、何を実施したか。また、令和8年度当初予算でどのような施策を上げ、幾ら予算を計上しているか。

4 点目この取組に対して国からの補助金はあるのか、あるのなら幾らでどのようなことに使ったのでしょうか。

5 点目報告文書では、第2次男女共同参画計画の後期見直しの指針で、産業団体や地域の団体と連携し、町内の企業等の職場改革に向け取組を実施していくとしております。具体的には、若者や女性が働きやすいと思う職場、働き方改革をするため、どのように産業団体、地域団体に働きかけ連携していくのか。

6 点目町は女性活躍推進法第27条に基づき、町や経営者団体、学識経験者、労働組合、NPOなど、多様なメンバーにより構成される南知多女性活躍協議会を設定し、定期的に学習や意見を交換すべきではないでしょうか。

7 点目役場職員の働き方について質問します。男女共同参画基本計画ひまわりプランと2025年の時点で町職員の女性管理職登用率、附属機関委員会の女性登用率、町職員男性の育児休暇等取得者数は目標と比べ、どうか。

8 点目役場正規職員と会計年度任用職員の産前・産後休暇について質問します。南知多町は産前6週、産後8週であります。国や愛知県をはじめ県内約3分の2の自治体では、産前8週、産後8週であります。安心して働く条件を拡大するため産前8週に改善すべきではないでしょうか。

9 点目国の障害者雇用率が引き上げられ、2026年7月から民間企業は2.5%から2.7%へ、町は2.8%から3.0%へ、教育委員会は2.7%から2.9%に引き上げるとしております。

現在の町の教育委員会の障害者雇用率はどれだけで、新しい雇用率にどのように対応していくのでしょうか。

10点目本年度の4月から役場正規職員の実数は198人で欠員が6人もいます。このままでは関係の課で過重労働になります。その原因と当面の対策はどう考えておるのでしょうか。また、定員管理計画の目標としての222人体制にするためには、今後の抜本的な方針は何でしょうか。

11点目保育士の配置基準は、子ども何人に対して保育士1人が必要かを定めた基準があります。南知多町は、国の基準と同様の1歳児、2歳児ともに6対1であります。武豊町の基準は1歳児4対1、2歳児5対1であります。保育士が働きやすく行き届いた保育をするために、町の1歳児、2歳児の配置基準を4対1や5対1に改善すべきではありませんでしょうか。

質問事項2、耐震改修促進計画の見直しと各補助制度の充実を。

南知多町耐震改修促進計画、令和8年3月改定版、以下、耐震計画、に基づくその取組の状況と課題及び令和8年度における見直しについて質問します。

1点目南知多町の住宅の耐震化率は、2025年（令和7年）度までに74%、2030年（令和12年）度までに77%を目標としています。

耐震計画において、南知多町内の耐震基準を満たす住宅の割合については、総務省の住宅・土地統計調査（平成30年）を基に推計しており、住宅総数6,390戸のうち旧耐震住宅1,836戸が耐震性なしで、耐震化率は71.3%となっております。令和7年度までに全体の耐震性のある住宅はどれだけになっておるのでしょうか。

2点目南知多町には木造の耐震無料診断、耐震改修費補助制度はありますが、非木造の無料耐震診断、耐震改修費補助制度がありません。他市町のように非木造の無料耐震診断、改修費補助制度を置くべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目令和2年度時点にあった木造住宅段階的耐震改修費補助制度も他市町にあるように復活させ、耐震改修の意欲を後押しするべきではないでしょうか。

4点目令和4年度まで補助していた木造住宅耐震シェルター整備費や木造住宅防災ベッド設置費の補助制度も町の耐震計画で示しているにもかかわらず、現在予算化されておられません。もし、今後これらの補助要望があった場合は、住民の安全・安心を確保する手段として、補正予算等で補助をする姿勢はありますでしょうか。

5点目耐震計画では耐震化率向上のための施策として、耐震診断戸別訪問の実施があ

ります。平成30年時点での旧耐震住宅、耐震性なしの木造住宅は1,519戸、非木造戸建て住宅は301戸となっております。重点的に耐震化を進める区域を中心に戸別訪問等により耐震化の必要性や対策について意識啓発を行い、耐震診断、改修の促進を図っておりますが、これまで何件の戸別訪問を実施し、その結果はどうなっておるのでしょうか。

6 点目2018年（平成30年）に大阪府高槻市で、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の揺れで小学校に設置されたブロック塀が倒れ、通学途中だった小学4年生の女儿が下敷きになって死亡した痛ましい事故が発生しております。このような痛ましい事故を防ぐためにもブロック塀撤去補助金のPRはどのようにしているのか。また、現在までに撤去工事は何件あったのでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。再質問については自席でやらさせていただきます。よろしく願いいたします。

（「議長、すみません、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

それでは、申出がございましたので暫時休憩いたします。5分間でいいですか。

（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）

では、再開は9時45分ということでお願いいたします。

〔 休憩 9時40分 〕

〔 再開 9時42分 〕

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－1から1－10につきましては私、総務部長から、1－11につきましては厚生部長から答弁させていただきます。

本町が最も重要と捉えている視点は、単に男女共同参画という用語を知っているだけでなく、町民一人一人が自分事として捉えること、すなわち社会全体として男女平等であると感じる人の割合を増やしていくことであると考えております。

これは、第2次南知多町男女共同参画計画の中間見直しにおいても新たな目標指標として設定いたしました。

改革につなげるため、具体的な推進策といたしましては、広報紙やホームページなどを通じて、男女平等や働きやすい職場に関する情報発信を強化するほか、男女平等に関する研修などの実施や県及び関係団体が主催するセミナー等の案内を積極的に行い、意識向上のための啓発を進めてまいります。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございました。

学びの視点と今後の取組の方向が大体分かりました。

令和7年度に内閣官房から、参加自治体に対していろんなノウハウを提供すると、そういうふうな助言があると思いますが、どんなノウハウと助言がされておったのかお答えください。そして、また国と共同して働き方改革・職場改革として令和7年度中に南知多町では具体的に実施したことは何だったのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

令和7年度におきましては、愛知労働局によるヒアリングを通じ、本町の現状と課題を整理いたしました。その際、今回の取組を幅広く周知するため労働局の職員が町内事業所へ同行訪問し、町職員と一緒に働きかけを行っていくなどの地域の実情に即したアドバイスをいただいております。

令和7年度中に国と共同し、実施した事業実績は現在のところございませんが、今後、国と連携した町内事業所への同行訪問を具体的に進めるなど、町全体の働き方・職場改革に一層取り組んでまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

国と連携してやっているということですので頑張ってほしいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－2について答弁をさせていただきます。

令和7年度より第2次南知多町男女共同参画計画の中間見直しに向けた検討を進め、本年、令和8年5月のパブリックコメント実施を経て、6月1日付で改定を完了いたしております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

6月1日に直近の見直しをしたということで、御苦労さまでございます。

第2次南知多町男女共同参画の中間見直しでは、どのようなパブリックコメントを生かして、具体的にどのような目標等見直したんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ただいまの質問は(2)で見直しを実施するかという質問でございますので、内容等についての質問はございませんので関連質問になると思います。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

それでは、暫時休憩をいたしたいと思います。9時50分再開、よろしくお願いいたします。

〔 休憩 9時46分 〕

〔 再開 9時50分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、再開いたします。

協議の上関連質問であると認めます。

また、この部分は改めて内田議員のほうから個別で聞いていただきたいと思いますので、そういった形でよろしく願いいたします。

では、1－3をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－3について答弁をさせていただきます。

令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算においては、本取組に関する直接的な予算計上は行っておりません。これは、国や県との協議を通じ、単発のセミナー開催などを行うよりも、まずは本町の現状把握と重点課題の選定を優先すべきと判断したためでございます。

しかしながら、組織全体、全庁的な職員の働き方改革の視点におきましては、既に導入している勤怠管理システムを活用し、育児休業の取得状況の適切な把握や勤務管理を行うなど、業務の効率化と適切な労務管理による職場環境の整備を着実に進めているところでございます。今般計画の中間見直しを行いましたので、この全庁的な取組やシステムによる管理体制とも連動させながら、今後必要となる具体的な施策や予算について改めて検討を進めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

予算化していないのは非常に残念であります。

改革は庁舎内だけでなく、南知多町全体に目を向けることが必要であるとしております。

他市町では、若者、女性の市外流出の現状を踏まえて、国が提言している女性活躍推進交付金や地域未来交付金、それから第2世代交付金、デジ田交付金ですね、を活用して意識啓発セミナーとか、女性や若者のための女性創業支援、ジェンダーギャップを解消する企業向けのセミナー支援等を計画しております。南知多町も役場内の全庁的取組だけでなく、南知多町内の企業、団体、農業、そして漁業を含み込んだ具体的な施策の予算の検討が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

働き方改革や男女共同参画の推進を町全体に波及させることは不可欠だと認識しております。今後は、商工会や町内事業者、女性団体連絡協議会などの地域の団体と連携して現場のリアルなニーズを把握いたします。その上で、議員御提案の国の交付金制度活用を視野に入れ、町全体を巻き込んだ実効性のある施策の事業化、予算化に向けて検討を進めてまいります。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○５番（内田 保君）

積極的に改革を進めていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問１－４について答弁をさせていただきます。

現時点において、本事業に関する直接的な予算計上がないため、国からの補助金の活用実績はございません。今後、中間見直しに基づく具体的な施策を実施していく過程において、国や県の補助制度の活用を前向きに検討をしてまいります。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○５番（内田 保君）

今後、国・県の補助金を前向きに検討するという、そういうことでありました。

南知多町において、固定的性別観やアンコンシャス・バイアス、無意識の偏見ですね、の解消は喫緊の課題であります。女性活躍、若者雇用、そして地元定着、それから回帰、男女賃金の差別等でテーマでワークショップ等も開設していったらどうかというふうに考えております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－5 について答弁をさせていただきます。

若者や女性が働きやすい職場環境を整備するためには、地域全体を巻き込んだ具体的な取組が不可欠でございます。

今後は、商工会をはじめとする産業団体や町内の事業者の皆様、さらには女性団体連絡協議会など地域団体と情報交換を行い、まずは現場のニーズや課題を把握いたします。その上で、ワーク・ライフ・バランスの推進や柔軟な働き方を実践している事業者の優良事例を収集し、広報などで共有を図ってまいります。

また、事業者向けの女性活躍推進や職場環境改善に関するセミナーの共同開催を働きかけるなど、産業団体や地域団体などとの連携をさらに強化してまいります。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

南知多町の課題は、まさに女性にどう活躍してもらうかが非常に大事だと思います。ぜひとも積極的に取り組んでいただきたい。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－6 について答弁をさせていただきます。

多様な主体から構成される協議会を設置し、定期的な学習や意見交換を行うことは、本町の女性活躍を推進する上で有意義な手法であると認識をしております。

第 2 次計画の中間見直しにおいても、計画推進体制の整備を主要課題として掲げております。今後は女性団体連絡協議会などとの役割分担も踏まえつつ、持続可能な推進体制の構築に向けて検討をしてまいります。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

持続可能な推進体制の構築を考えているということで、ぜひお願いしたいものです。

男女共同参画局の調査によれば、南知多町は6条の推進計画はあるが、24条の協議会はありません。24条の協議会は、現に存在する主に女性が参加する女性団体連絡協議会とは全く違います。行政がリードする様々な団体、企業、学者、NPO等が参加する女性活躍の協議会です。

性別役割論、男女差別賃金論、女性の権利保護など、南知多町における女性活躍のためのテーマが定期的に話され、意見交換され、町全体の意識を高めるものです。ぜひ設置してほしいと思いますが、どうですか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の協議会の設置につきましては、大変重要であると認識をしております。繰り返しの答弁となりますが、女性団体連絡協議会などとの役割分担も踏まえつつ、持続可能な推進体制の構築に向けて検討を進めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ぜひともよろしくお願いします。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－7について答弁をさせていただきます。

昨年度の町職員の女性管理職登用率は、保育職を含め29.7%、介護認定審査会などの附属機関委員の女性登用率は15.7%、町職員の男性育児休業等取得者数は3人でござい

ます。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

保育職を除いた女性管理職の登用率はどれだけでしょうか。また、附属機関委員の女性登用率は15.7%で、本来2017年までに16.5%、2025年までに20%の目標達成ができなかった原因は何でしょうか。そして、2031年には30%としておりますが、どのような決意で臨むつもりでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

保育職を除いた町職員の女性管理職登用率は17.9%でございます。

次に、附属機関委員の女性登用率についてでございます。2017年までの目標16.5%、2025年までの目標20%をいずれも達成できなかった原因についてお答えします。

その主な要因としましては、本町において、女性の地域及び家庭における役割に関する固定的な性別役割意識が依然として根強く残っていることが上げられます。また、パートタイム就労など時間的制約のある働き方をされている女性も多く、委員に就任することが現実的に難しい状況にある方が少なくないことも大きな要因の一つとして認識しております。

2031年の30%達成に向けましては、引き続き女性が委員として参画しやすい環境づくりに努めるとともに、関係部局や推薦団体とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ぜひとも積極的に頑張ってください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－8 について答弁をさせていただきます。

本町の休暇制度は、国家公務員の制度に準拠することを原則として運用をしております。

県内自治体において、産前 8 週間からの休暇取得を可能とする動きが広がっていることは承知はしております。今後は近隣市町の動向を注視しつつ、制度改善の必要性について検討をまいります。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

5 月の自治体キャラバンの資料でも、愛知県名古屋市をはじめ約 7 割の自治体が産前 8 週、産後 8 週となっております。

地方公務員法の 24 条の 4、ほかの地方公共団体の職員との間に権衡を失しないようにすると、差が出ないようにという意味ですね、としております。正規職員だけでなく会計年度任用職員も、やっぱり均等待遇として改善することが必要というふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

県内の団体の状況は承知しております。

他団体との均衡という観点から申し上げますと、知多半島の市町においては、本町を含めた 2 市 5 町が産前休暇の取得開始期間を産前 6 週間前としているものと認識をしております。

今後は、近隣市町とも情報交換を行いながら、制度の見直しについて検討をまいります。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

南知多町をはじめとして、知多半島の認識が非常に遅れているんですね。多くの自治体は大体8週なんです。なので、やっぱり検討していただいて、他市町にも働きかけていただいて知多半島全体で8週にすると、そのような動きもつくっていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－9について答弁をさせていただきます。

本町の障害者雇用率は、町長部局、県費教職員を除く町教育委員会部局及び町全体についてそれぞれ算出し、報告しております。

法定雇用率の達成状況は、町全体で判断されることとなっています。令和7年度の実績につきましては、町長部局と教育委員会部局を合算した雇用率は2.92%であり、現行の法定雇用率である2.8%を達成しております。

令和8年7月からの雇用率引上げにつきましては、現時点で国からの調査依頼はございませんが、今後も引き続き法定雇用率を達成できるよう計画的な採用に取り組んでまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これまで障害者雇用はしっかりやっているということでしたがこの募集については何回ぐらい取り組んでおり、そして応募状況はどうなっているのかということも知らせてください。障害者雇用で働く知的、身体、精神のそれぞれの雇用状況はどうなっていますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

データで確認できる範囲ですが、今年度から平成25年度まで遡りますと合計3回の募集を行っております。応募者数は合計9名であり、うち3名を採用し、現在も雇用をしております。なお、障害者雇用の内訳につきましては、厚生労働省愛知労働局の公表においても、自治体ごとの雇用人数までの公表にとどまっております。

また、詳細を公にすることを望まない職員もおります。本町の障害者雇用の公表人数は8名と少人数であることから、障害種別をお答えすることは個人の特定につながるおそれがございますので答弁を控えさせていただきます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

了解しました。

それぞれ知的、それから精神障害者の方はなかなか採用されないと、こういうような声も聞かれておりますので、また配慮していただきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－10について答弁をさせていただきます。

欠員の主な原因は、新規採用の難しさにあります。民間企業との人材獲得競争により内定辞退が相次ぐなど、人材確保が想定以上に困難な状況が続いております。また、職員個人のキャリア形成や家庭の事情などによる中途退職も欠員が生じる要因の一つとなっております。当面の対策としては、欠員が生じている部署に対し、必要に応じて会計年度任用職員の配置や増員を行うことで、業務に支障を来さないよう補完体制を確保しております。

次に、今後の目標達成に向けた方針として、以下2点を推進してまいります。

第1に、通年採用のさらなる推進や選考プロセスの柔軟化を図り、より多くの優秀な人材が応募しやすい環境を整備することで人材確保に努めてまいります。

第2に、働きやすい職場環境の整備及び定着支援の強化です。ワーク・ライフ・バランスの推進や心身の健康保持、やりがいを感じられる職場づくりを通じて離職を未然に防ぎ、組織全体の定着率向上を図ってまいります。

以上の取組を総合的に推進し、定員管理計画の目標である222人の達成に向けて、着実に人員体制の整備を進めてまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

欠員があった最初に6課の配置状況は現在はどうなっておるのでしょうか。会計年度任用職員で埋めているのか、正規職員の配置がぜひ必要であると考えておりますが、特に優秀な人材が応募しやすい環境を整備するというのは、具体的にはどのようなことを考えているんでしょう。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

欠員となっている6課につきましては、現在も引き続き欠員の状態が続いております。この欠員を早期に解消するため、通年採用を実施しております。これは、これまでのように採用試験を年数回に限定するのではなく、1年を通じていつでも受験できる仕組みであります。受験機会が増えることで、意欲ある人材を取りこぼすことなく採用につなげることができます。現時点では、この通年採用により既に4名に内定を出しており、一定の成果が出ております。

あわせて、応募しやすい環境を整えるため2つの取組も行っております。

1点目は、採用試験の回数を最大2回に短縮したことです。これにより、現在仕事をしながら転職を考えている社会人など、時間的な制約がある方でも受験しやすくなりました。

2点目は、作文試験の課題を事前に公表することにしたことです。受験者があらかじめ準備をした上で臨めるため、本来の能力をしっかりと発揮できる環境を整えることができます。

採用担当者の業務負担は増えておりますが、通年採用を中心にこれらの取組を組み合わせながら、優秀な人材が応募しやすい環境の整備を継続してまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

大変工夫されているようで、頑張っていると思います。

ほとんどの市町で定員割れが起きているというふうな状況も聞いております。ぜひとも南知多町が選ばれる町、そういうふうな町になるように頑張っていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問 1－11につきまして答弁させていただきます。

保育士の配置基準は、国の基準及び愛知県条例に基づき、1 歳児、2 歳児ともに児童おおむね 6 人につき保育士 1 人以上と定められており、本町もこれに準じて運営しております。

令和 8 年 4 月 1 日現在の本町の公立保育所全体における保育士の配置状況は、1 歳児で児童 2 人に対して保育士 1 人、2 歳児で児童 3 人に対して保育士 1 人となっており、国の基準を大幅に上回っているため、保育士の働きやすい環境と行き届いた保育が確保されていると認識しています。

議員のおっしゃる配置基準の引上げを実施した場合は、保育士 1 人当たりの受持ち児童数が減少することで受入れ可能人数が縮小され、保育士確保が困難な状況においては待機児童が発生してしまう可能性もあります。ついては、独自の配置基準を引き上げることは考えていませんが、引き続き国の配置基準内で適切な運営に努めてまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

40人程度の出生率の町でございますので、今言われたとおり現状ではかなりしっかりとした配置になっていると、そういうことでありました。しかし、丁寧な保育と保育士の働き方に関わる課題がございます。

令和8年度は、1歳児は内海は5人、大井2人で1人配置であると思います。2歳児は内海7人、かるも5人、大井8人、日間賀3人、篠島6人となっており、そしてこの6対1の基準からすると、内海と大井が2歳児のクラスではいずれも6人を超えているので、それぞれ何人の保育士が今現状としては配置されているのか、それをお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（松本伸弘君）

ただいまの質問について答弁させていただきます。

2歳児クラスの保育士の配置状況ですが、内海保育所は3人、大井保育所は2人を配置しています。また、いずれの保育所につきましても会計年度任用職員が補助できる体制を整えています。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

保育士さんの働き方はまさに1人の保育士が、例えば1歳児を5人見る、3人見るでも大変だというふうなことを聞いております、なので、ぜひとも援助がないと大変なので、1歳児だけでもせめて武豊方式の4対1に検討できないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（松本伸弘君）

配置基準につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、児童4人に対して保育士を1人という基準に見直した場合、保育士1人当たりの受持ち児童数が減少することによりまして保育所の受入れ可能人数が縮小されることになります。

現在、保育士の確保が困難な状況にある中では、待機児童が発生してしまう可能性も

否定できません。こうした理由から、現状において配置基準を引上げについては考えておりません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

分かりました。

ぜひともいい保育環境になるように努力してください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

御質問 2－1 につきまして答弁させていただきます。

令和 7 年度までの耐震化率につきましては、この 3 月末に公表された愛知県建築物耐震改修促進計画と総務省の住宅・土地統計調査を基に今年度中に推計いたしますので、現段階ではお答えできません。

なお、耐震化率の公表の時期につきましては、南知多町耐震改修促進計画の見直しに合わせて公表するため、令和 8 年 12 月を予定しております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

令和 8 年度の耐震化率の推計値は 12 月になるとのことです。

現在、耐震化率は 71.3% は明らかに低い状況です。

今、県では 2000 年基準の耐震化率、耐震化対策も検討されております。2000 年基準で計算される予定はあるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

現在のところ、旧耐震基準となる昭和56年を基準年度として耐震化率を算定しております。2000年基準での耐震化率の算定を行う予定はなく、県といたしましては2000年以前の耐震基準建築物について、過去の地震において被害があったことから耐震性能の検証を進めていく方針を持っていると伺っております。

今後につきましては、県の動向に注視するとともに、方針の変更がありましたら対応させていただきます。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

最近では地震が多く発生しております。

ぜひとも機敏な対応を町としてもやる必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

非木造住宅の耐震化の促進につきましては、南知多町耐震改修促進計画において、旧耐震基準の非木造住宅に対しても耐震化を促進するため、耐震診断に必要な費用について、その一部を補助することを検討するとしておりますので、令和8年度中に行われる見直しに際し、非木造住宅の耐震診断補助や改修費補助制度についても改めて検討をいたします。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

検討していくということですが、ちなみに半田市のほうでは4月の広報で非木造住宅の耐震診断補助を戸建てで9万円、共同住宅で120万円、そういうふうにしております。

南知多町においては実施する場合、どのような程度の補助を考えておるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

非木造住宅の耐震診断補助につきましては、国や県の補助制度に基づき実施することとなりますので、本町におきましては、現段階で具体的な補助額をお示しできる状況にはございません。しかしながら、住民の生命を地震による災害から守るためにも、他の自治体の事例や制度内容を参考にしながら今後検討させていただきます。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○５番（内田 保君）

積極的な姿勢、ありがたく思います。ぜひともよろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

御質問２－３につきまして答弁させていただきます。

段階的耐震改修とは、建物の耐震補強を一度に行うのではなく複数回に分けて実施するもので、耐震改修を行おうとする住民にとっては、耐震改修費を一度に全額を用意する必要がなく、耐震改修計画に合わせて改修が可能となるなどのメリットがあります。

しかし、本町において、当初予算に計上していた平成26年度から令和３年度における補助実績がなかったことから、現在は、木造住宅段階的耐震改修費補助金は予算計上はしておりません。ただし、耐震化目標の達成の観点や住民の耐震改修意欲を後押しする意味でも、住民からの要望があれば補正予算等にて検討させていただきます。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これも積極的な対応を考えてみるということだそうです。

この対応は、町民にしっかり周知をしていただきたいと思います。

南知多町の令和8年度4月の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムというのがあります。住宅無料耐震では15戸、住宅耐震改修費補助事業で3戸、住宅除却費補助事業で5戸としております。段階改修は半田市では市内業者で1回目で120万、2回目で40万だそうです。

南知多町の基準は1回目60万、2回目30万というふうにしておるようですが、段階的改修ができることになったときに、やっぱり広報でも一覧にして町民にぜひとも周知していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

現在、南知多町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱では、1回目60万円、2回目30万円の合計90万円を限度としております。

繰り返しになりますが、現在は当初予算への計上はしておりませんが、耐震化の促進や住民の耐震改修意欲を後押しするため、要望等があれば補正予算等で対応を検討してまいります。なお、補助額の見直しにつきましては、県・国の制度や他の自治体の状況も踏まえながら検討していきます。

また、広報での周知につきましては、住宅耐震診断の必要性や補助金制度につきましても、なぜ今必要になっているかも含めて分かりやすい言葉を用いて住民の皆さんに對しまして周知を図ってまいります。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

安心・安全の基本に関わるところであります。

最近非常に地震が多い、そういう状況もありますので、ぜひとも前向きの検討、それから住民に対してはこういう補助をしておりますよということの周知を徹底していただ

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

御質問2－4につきまして答弁させていただきます。

耐震シェルターとは、寝室等部屋の中を鉄骨やパネルを使い補強し、安全な空間を確保するものです。また、防災ベッドとは、ベッドの上部を金属製のフレームなどで覆うことで寝ている人を保護するものですが、過去においても補助実績がなかったことから、現在は、木造住宅耐震シェルター整備費及び木造住宅防災ベッド設置費補助金は予算計上しておりません。

なお、両補助金とも、住宅倒壊時には命を守るための最後の手段として耐震改修促進計画に明確に位置づけられている重要な制度ですので、住民からの要望があれば補正予算等にて検討させていただきます。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

これも補正予算等で積極的に要望があれば検討するという前向きな回答でありました。

1つ、令和8年度4月のいろんな部屋改修だけでなく、シェルターの問題ですが、逃げ込み型の置きタイプの1人用のものは様々なものがあるようであります。シェルターはシェルターでも今南知多町で言っているのは部屋そのものを1つ確保と、そういう状況であります、様々なタイプのシェルターに対しても対応することが必要のように思います。

半田市では、65歳以上の方で無料耐震診断を受けて基準を満たさなかった方にシェルター費を25万円、防災ベッドは15万円の補助をしております。町は部屋の改修シェルターで30万円、防災ベッドで15万円というふうに計画ではしておりますが、町の部屋の改修シェルターだけでなく逃げ込み型のシェルターも、1つの箱みたいなものなんですけれど、大体アマゾンなんかで23万円が25万円ぐらいします。それもやっぱり対象にしてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

通告外の質問だと思いますので、取消しをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分。

〔 休憩 10時22分 〕

〔 再開 10時23分 〕

○議長（鈴木浩二君）

再開いたします。

ただいま議会運営、出ましたけれども、このシェルターという形の部分で御質問をされていると理解をしております。

この中には、今、内田議員の言われた逃げ込み型シェルターというものも入っているということで、また、この質問に対して今、担当課のほうもお答えできるということで、ですのでここは説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

先ほどの部長からの答弁の繰り返しになりますが、現在、木造住宅耐震シェルター整備費及び木造住宅防災ベッド設置費補助金は当初予算には計上しておりませんが、住民からの要望があれば、補正予算等にて対応を検討してまいります。

また、耐震シェルターにつきましては、愛知県におきまして、安全性や機能性が確認された製品が対象とされておりますので、部屋改修型だけでなく箱型シェルターなども既に対象になっておりますので、今後も制度内容の周知に努めてまいります。以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、かなり幅広く柔軟にシェルターの考え方も出てきておりますので、ぜひとも南知多町においても補助の対象を広げていただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

御質問２－５につきまして答弁させていただきます。

耐震診断戸別訪問については、平成30年より愛知県建築局住宅計画課の協力の下、延べ303戸の訪問しており、戸別訪問に加えて広報紙等で周知した結果、74戸が町の無料耐震診断を実施しております。

なお、直近の実績としましては、令和６年度では内海及び山海地区内の対象となる昭和56年５月より前に建築された住宅39戸を訪問し、無料耐震診断を実施した対象住宅が２戸、令和７年度には豊浜初神地区内の対象住宅36戸を訪問し、無料耐震診断を実施した対象住宅が２戸となっております。

今後も耐震診断対象住宅を中心に戸別訪問を実施する計画としております。また、戸別訪問に加え広報紙などを活用し、無料耐震診断や耐震改修の必要性について周知してまいります。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○５番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的な取組、御苦労さまでございます。

令和８年４月の南知多町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、これは南知多町がつくっておりますが、このプログラムの中に、戸別訪問は令和10年までに全戸実施を予定していると。本年度はあとの地域が残っておって、どのような戸別訪問計画を予定しているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

今年度の戸別訪問につきましては、町内全域の国・県道沿いの耐震診断対象住宅を中心に実施の予定をしておりますが、重点地域といたしまして、緊急輸送道路となる豊浜地区内の国道247号線の沿線を予定しております。

なお、昨年度までの戸別訪問におきまして、大井地区の戸別訪問を実施しておりませんので、早急に戸別訪問を計画し実施いたします。以上でございます。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

戸別訪問のときにいろんな問題があると思うんですけど、受け付けないそういう方も見えるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員、すみません、もう一度お願いします。

（5 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

よろしくをお願いします。戸別訪問をなかなか受け付けないと、そういうふうな家も中にはひょっとしてあるかもしれませんが、これまでずっとやってきた中でどうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

議員の御心配のように、やはり戸別訪問を受け付けない方が、多少はありますので、そういった方につきましては、無料耐震診断の関係のチラシですとか、そういったものをポストインさせていただく、こういった措置を取らせていただいております。以上で

ございます。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

まだまだ耐震診断をしない住宅が多いので、ぜひともよろしく願いいたします。

では、次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

御質問 2－6 につきまして答弁させていただきます。

ブロック塀撤去費補助金を含む耐震関係の補助事業につきましては、毎年 4 月に広報紙及び町公式ホームページにて周知しております。

また、補助制度が開始された平成 30 年度以降のブロック塀撤去費の補助実績につきましては 57 件となっております。

今後も広報紙やホームページを活用して、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から守るため、ブロック塀倒壊の危険性とブロック塀撤去費に関する補助制度において、分かりやすい言葉を用いて周知してまいります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ブロック塀については様々なホームページでも周知されております。

皆さん方もかなり周知、町民の方も周知されていると思いますけれど、撤去するだけでも多額の費用がかかります。また、撤去した後に新たなまた塀を造るということもあるわけですね。だから、結局、撤去だけではなくて、やっぱり塀を造ることに対しての補助が、20 万円の上限枠の拡大が、できないだろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

現在のところ近隣市町におきまして、ブロック塀の撤去後に新たに設置する塀やフェンスに対する補助金ですが、大府市さんが市の単独事業で実施しております。こうしたことも踏まえまして、あと近隣市町の補助状況も踏まえながら検討してまいります。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○５番（内田 保君）

安心・安全を確保する上で、この耐震対策は本当に大事だというふうに思います。

南知多町も課題がたくさんあります。津波対策、避難場所も含めましても喫緊の課題であると考えますので、ぜひとも総合的に判断していただいて、住民に対しての周知、そして提案などをよろしくお願いいたします。

今回、私は、働き方の問題、そしてこの地震対策の問題、２つの問題を上げました。

本当に選ばれるまち南知多町にするためには、やはり何らかの施策をしていかなければ、もし万一のときにもその対策が取れないというような状況になってくると思います。それには産休の問題だとか育休の問題も含めて、南知多町の職員が本当に元気で働く、そして意欲を持って働けるような、そういう職場づくりが必要であるし、また町民に対しては、具体的に地震対策はこうありますよと、だからぜひとも直してくださいねというような、周知を積極的にしていくと、そういうようなことは本当に必要になってくると思います。ぜひ南知多町の皆さん方に……。

○議長（鈴木浩二君）

内田議員に申し上げます。

これは一般質問でございますので、お気持ちを発表する場ではございませんので、そこら辺はきちっと守っていただきたいと思いますと思っております。

○５番（内田 保君）

分かりました。

そういう点でぜひとも考えていただきたい、このように思います。

今回、いろんな形で質問をさせていただきましたけど、多くの前向きな発言があり、前向きな回答もあり、ぜひとも取り組んでいただきたくよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時33分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、10番、榎戸陵友議員。

○10番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

南知多中学校の新校舎建設について考える。

令和15年を開校目標に、南知多中学校の新校舎建設計画が進められています。建設候補地を旧豊浜中学校、総合体育館周辺、旧新運動公園の3か所から検討され、候補地を総合体育館周辺に決定されました。

決定理由は、建設候補地の立地の優位性、学校施設用地としての適正、開発整備の実現性などの諸条件や事業費について比較検討を実施し、これらを総合的に評価した結果、総合体育館周辺が諸条件、事業費とも最も評価が高かったためとお聞きしています。

また、新校舎建設計画に関連して、小学校の在り方、今後の方針について、次のとおり示されているところであります。

1. 将来小学校の統合が必要となる場合に備えるため、中学校新校舎建設に合わせて同じ敷地内に小学校機能を複合し、特別教室などは小・中学校で兼用できる校舎を計画する。

2. 津波発災時に浸水のおそれがある豊浜小学校は、令和15年度の新校舎完成時に移設し、児童の安全を確保するの2点です。また、新校舎建設に向けて、施設の機能や配置、安全性、地域との関わり方などについて意見をいただく学校建設検討委員会が設置

されており、よりよい新校舎建設が期待されます。

そこで3月議会以降、住民説明会やホームページで公表されていますが、改めて以下の質問をさせていただきます。

1. 新校舎建設地を総合体育館周辺とした理由をお聞かせ願いたい。

2. 昨年1年間の総合体育館の利用日数及び人数をお聞かせ願いたい。

3. 3か所の建設候補地のそれぞれの建設費は幾らと考えているか。

4. 総合体育館周辺の用地買収が必要と考えるが、どのような状況か。

5. 校舎の向きが理想的な1日中日の当たる南向きではなく、北西、南東向きであり、夏は暑く冬は寒くて暗い陰気な教室になるのではないかと心配であるが、どのように考えているか。

6. 運動場の建設の際、農地の造成や盛土に多額の予算が必要と考えるが、どのくらい予定をしているか。

7. まだ計画の段階だが、特別教室は小・中学校で兼用するとしているが本当に可能か、無理があるのではないか。

8. 豊浜小学校を令和15年度の南知多中学校新校舎完成時に移設するとしているが、町内の小学校では一番新しい学校で、まだまだ使えるのではないか。建設費の償還金とか跡地利用とかはどのように考えているか。

9. 昨年南知多町議会において、滋賀県竜王町の建設中の竜王小学校について行政視察を実施しました。この小学校は、災害時に指定避難所としての機能が可能です。一般の通常教室は2階以上に配置し、1階には管理諸室、特別支援教室、特別教室が配置され、炊き出しに活用されます。また、明確にブロック分けすることで、災害時の避難所が長期化した場合でも教育活動が継続できます。体育館の床材についてはクッション性のある塩ビシート張りとし、避難所となった場合の快適性に配慮されています。本町の南知多中学校の新校舎建設においても参考にしてはどうですか。

10. 学校建設検討委員会は何名でどのような人か、またどのような内容か、会議は年度内に何回行われるのか、既に決定し開催されたか。

11. 建設計画中の南知多中学校は、希望に満ちた新しい南知多町唯一の中学校として大変期待しているが、設計段階で新たな特徴、あるいは特別な試みを計画しているか。

12. 竜王町では、竜王町コンパクトシティ化構想の下に交流・文教ゾーンの整備が進められ、今後この小学校周辺に学童保育所、竜王こども園、公園、学校給食センター、

コミュニティセンターなどが計画されています。本町では、南知多中学校周辺に、新校舎周辺に新たな公共施設の建設を考えているか。

13. 数年すれば小学校の統廃合も視野に入ってくると思うが、南知多中学校新校舎は小学校の統廃合後の教室数を確保し、建設計画されているか。

以上で壇上での質問を終わります。

町当局の明確なる答弁をお願いいたしたいと思います。

また、再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1-1、1-3から1-13につきましては私、総務部長から、1-2につきましては教育部長から答弁をさせていただきます。

建設地を総合体育館周辺に決定した理由は、令和7年度の比較検討調査において、立地の優位性、学校施設用地としての適正、開発整備の実現性、事業費の観点から総合的に最も高い評価を得たためでございます。具体的には、市街地やバス停に近くインフラが整備されていること、災害リスクが低いことが上げられます。また、既存の総合体育館を兼用することで新設費用を削減でき、事業費を最も低く抑えられる点が最大の決め手となりました。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

新しい学校の新校舎建設候補地選定は非常に重要な事案だと考えます。

私の祖父も、昭和20年代に師崎中学校を建設するに関わり、場所はどこにするのか、はかまが擦り切れるくらい何日も議論を重ねたと聞いたことがあります。今回も担当者の方々は非常に大変だったと思います。長い時間をかけて調査し、熟慮されたことと思います。その結果、市街地やバス停に近くインフラが整備されていること、災害リスクが少ないこと、また体育館の新設費用を削減でき事業費が一番安く上がる点など、最大の決め手となったと答弁をされました。もう決まったことなので何も言えませんが、気になったことがありますので一度質問させていただきます。

1つ目は、体育館を新設すると建設費は幾らとなるのかということ。

2つ目は、調査項目の開発整備の実現性において、農地から学校用地への転用の法令対応の複雑さ、困難さはどうかという点です。2点お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

1つ目の質問につきましては、体育館を単独で新設した場合の概算建設費は税抜きで約9億2,700万円と見込んでおります。

2つ目の御質問につきましては、農地転用につきましては、既に農地転用担当課である産業振興課と協議を行っている状況でございます。

今後についても、法令上必要な手続や農業委員会等との協議に一定の期間と労力を要しますが、開発整備の実現性としては十分にクリアできるものと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（田中直之君）

御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

令和7年度の総合体育館の利用日数につきましては、メインアリーナ、サブアリーナともに開館日数309日に対し、290日の利用がありました。また、利用人数につきましてはメインアリーナが延べ2万3,838人、サブアリーナが延べ9,458人であります。

なお、夜間利用を除いた昼間の時間帯における事前予約のある利用日数につきましては、メインアリーナが161日、サブアリーナは182日であります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

さて、総合体育館の利用日数ですけれども、開館日数309日に対して290日の利用ということは約90%ぐらいということで、ほぼ毎日であります。事前予約のある日数を考慮するとパーセンテージは低くなりますが、小・中学校の体育での利用と一般人の利用は

両立できるのでしょうか。心配ですが、どのように考えていますか。

そして、もう一つ、総合体育館の利用人数ですが、メインアリーナが延べ2万3,838人、サブアリーナが延べ9,458人とお聞きしました。現駐車場に新校舎を建設する場合、新駐車場はどこに造るのか。また、多くの人が利用しますが非常に不便になると思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（田中直之君）

それでは、最初の小・中学校の体育館の利用で、一般と利用が両立できるかの部分につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

総合体育館の利用につきましては、基本的には小・中学校の利用を優先することとなりますが、先ほど答弁しましたように、夜間利用を除いた昼間の時間帯における事前予約のある利用日数につきましては、メインアリーナが161日、サブアリーナは182日であり、メインアリーナは約52%、サブアリーナは約59%の利用率であります。

小・中学校の利用と一般の方の利用ができるだけ両立できるよう、学校の体育館の授業を体育館の休館日に行うことや、メインアリーナを分割して2クラスで利用することなども含めまして、今後、建設検討委員会の中においても検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

それでは、私からは、御質問2つ目の駐車場の場所につきまして答弁させていただきます。

新駐車場を設置するための十分な広さの敷地は確保しておりますが、設置場所についてはまだ決まっておりません。利用者の皆様の利便性が損なわれないよう基本計画の中で動線や配置を十分に検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－3 について答弁をさせていただきます。

令和 7 年度の調査における概算建設費は、総合体育館周辺が約 63 から 64 億円と最も低く、次いで旧新運動公園が約 69 億円、旧豊浜中学校が約 71 億円と試算しております。

詳細な金額については、今年度策定する基本構想・基本計画策定業務の中で、より精密に算出いたします。以上です。

(10 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10 番（榎戸陵友君）

ただいま新校舎の概算の建設費を聞きました。

総合体育館周辺が約 63 億から 64 億円と一番安く、それより旧新運動公園が 5 億円から 6 億円高く、旧豊浜中学校は 7 億円から 8 億円高いことが分かりました。大変大きな違いがあり、候補地の選定に大きな影響があったものと確信をしております。

しかしながら、このコストの低さが重要なのかちょっと分かりませんが、本当にこの場所でいいのかなとちょっと不安を持っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－4 について答弁をさせていただきます。

建設予定地の用地買収につきましては、既に地権者の皆様から土地売買確約書により御了承をいただいております。今後、売買契約の締結など必要な手続を進めてまいります。以上です。

(10 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10 番（榎戸陵友君）

3 点ほど質問させていただきます。

学校建設用地買収の件ですが、地権者は何名ですか。

2 つ目、地権者の方々にスムーズに納得していただけたか、その状況をお聞かせ

願いたい。

3つ目、用地買収の土地の坪単価、全体の広さ、全体の買収費用をお聞かせ願いたい。

お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

1つ目の質問につきましては、用地買収の対象となる地権者は32名でございます。

2つ目の質問につきましては、全ての地権者の皆様に学校建設の趣旨を御理解いただき、難航することなくスムーズに御了承をいただいております。

3つ目の質問につきましては、買収する土地の全体の広さは約3万7,700平方メートルでございます。

坪単価や買収費用の総額につきましては、地権者の皆様からの御了承はいただいているものの、現在詳細な交渉の最中でございますので、現時点での答弁は控えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－5について答弁をさせていただきます。

校舎の配置や向きによる教室環境への影響につきましては、日当たりや風通しがよくなるよう今年度策定する基本構想・基本計画において、建築設計の専門家の知見も交えながら十分な検討を行ってまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

私は、学校は子どもたちが1日中健やかに過ごせる場所だと考えています。そこで朝から夕方まで教室に太陽が降り注ぐような南向きの教室が理想だと考えます。また、職員室は、子どもたちの登下校や運動場の様子が一目で分かるような場所にあるべきだと思います。

私が通った大井小学校も師崎中学校も、まさにそんな学校でした。2校とも今は廃校

になってしまいましたが、とてもいい学校で大変好きでした。思い出もたくさんございます。

さて、今後校舎の配置や向きについては、建設設計の専門家の知見も交えて検討をしていくということでございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在では、建築技術の進化によりまして、教室の方位に応じた方法で太陽光を取り入れ、その場所に座った子どもにも優しい光環境や温熱環境を調節できる。まぶしくない、暑くない教室や通風換気のため屋上までの排気筒を設け、風が通る爽やかな教室など可能らしいです。参考にさせていただけたらと思ひます。

ちなみに設計事務所は既に決定しているのでしょうか、決定しているなら教えていただきたいと思ひます。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

通告外ですので取消しをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

暫時休憩いたします。

再開いたします。

協議の上、関連質問だと認めます。よって、この質問は認めないことといたします。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－6について答弁をさせていただきます。

農地造成や盛土などに係る概算費用は、令和7年度の調査時点で約6億6,000万円と試算しております。こちらの詳細につきましても、今年度の基本構想・基本計画策定業務の中でより精密に算出いたします。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

農地造成や盛土等に約6億6,000万円かかるということで、多額の費用が要るなど驚

きます。

しかしながら、新校舎建設候補地の旧新運動公園では土地が平地であるため、そういった費用が要らないと思いますが、造成や盛土に費用がかかるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

候補地であった旧新運動公園については、総合体育館周辺のような大規模な造成を行う必要はないと考えております。しかしながら、スクールバスの進入路整備といった小規模な造成は必要になります。

なお、この小規模な造成に係る概算費用につきましては、個別には算出しておりません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－7について答弁をさせていただきます。

特別教室の兼用につきましては、運用面などで様々な課題が想定されると認識しております。

兼用可能な教室の選定や運用方法、施設配置については、今年度の基本構想・基本計画策定の中で既に兼用を行っている先進地の事例や、教職員、学校建設検討委員会の意見を十分に踏まえ、慎重に検討をしております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御指摘のとおり、豊浜小学校は町内でも比較的新しい施設でございます。

建設費の償還金につきましては、現時点での借入残高は約8,052万円となっておりますが、新校舎の建設完了予定である令和14年度末までには償還が終了をいたします。

跡地利用については今後の課題となりますが、本町の公共施設再配置計画の基本方針に基づき、まずは売却の可能性を軸に検討を進める方針でございます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

建設費の償還金については、まるではかったように新校舎の建設完了予定の令和14年末までに終了するという事で区切りがつくということでございます。

それでは、今後の課題の跡地利用については、売却の可能性を軸に検討を進めるとしてありますが、その間の維持管理費は年間幾らぐらいかかりますか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

豊浜小学校の維持管理に係る費用につきましては、令和6年度決算では光熱水費がおよそ420万円、浄化槽の維持管理、法定検査などに係る費用がおよそ90万円となっております。

既に廃校となった小・中学校の維持管理費を例にしますと、学校としての利用時と廃校後を比較しますと、光熱水費はおよそ30%から60%削減されております。したがって、豊浜小学校につきましても、およそ年間380万円から260万円程度の維持管理費がかかる見込まれます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－9について答弁をさせていただきます。

滋賀県竜王小学校における防災拠点機能を備えた設計は大変参考になると考えております。新校舎においても先進事例を積極的に参考し、災害時対応機能について検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－10について答弁をさせていただきます。

学校建設検討委員会は、小・中学校長、保護者代表、地域の区長、町民公募など、幅広い層からの15名で構成をされております。

学校施設の機能や安全性、地域連携の在り方などについて御意見をいただく場であり、今年度は全5回の開催を予定しております。なお、第1回会議は本年5月27日に開催をいたしました。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

学校建設検討委員会は15名で構成され、今年度は全5回の開催が予定されているとお聞きしました。

1回ごとにテーマが決められているのでしょうか。また、第1回の会議はどのような内容の会議で、どのような意見がありましたか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

委員会では、各回のテーマを設定して議論を進める予定でございます。

また、第1回会議では委員会の設置目的や役割、児童・生徒数などの現状把握、新校舎建設に係る基本的な考え方について共有を行いました。

また、その会議の場で委員からは南知多町総合計画との整合性、特別支援学級の考え方に関する御意見や委員間で立場や専門分野、知識が異なる中において、今後の意見交換をどのように円滑に進めていくかなどといった御意見が出されております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－11について答弁をさせていただきます。

本町ならではの特色を生かした新校舎を実現するため、学校建設検討委員会での御意見や先進事例の調査・研究を通じて、設計段階における新たな特徴や試みについて検討を進めてまいります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

さて、竜王小学校では、教室内に調べ学習などの多様な学習に備えてワークスペースなどがあります。また、通常教室と少人数教室が隣接をしております。英語教育の場として、外国語活動のための空間として独立した専用の外国語教室もあります。災害時の避難場所の機能として非常用電源装置も準備されています。教室に対して様々な試みをしております。参考にしていただきたいと思います。

ほかにも他校を調べてみますと、幾つかありました。まず、図書館をどの教室からも利用しやすい学校の中心に魅力的な空間として計画をし……。

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員、それは質問ですか、それとも……。

○10番（榎戸陵友君）

質問じゃありませんけれども、提案です。

○議長（鈴木浩二君）

提案ね、はい、分かりました。

○10番（榎戸陵友君）

すみません。

自主的な学習を促し、教育効果の向上を図る、それが1つ目。2つ目は、音楽教室を気軽に演奏会や発表ができるように行うようにする。3つ目は、家庭科調理室をつくり料理する、食べるの一連の流れを体験できるようにする。このようないろいろな他校では取組をされておりますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

御意見を参考にしてお願いいたします。

それでは、次の答弁をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－12について答弁をさせていただきます。

現時点において、新校舎周辺への新たな公共施設建設の具体的な計画はございません。
まずは、令和15年度の学校開校を最優先課題として取り組んでまいります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

新たな公共施設を併設する具体的な計画は現時点ではありませんと申し上げられました。

しかしながら、例えば一般の町民もできるような図書館とか温水プールとかなどは考えていらっしゃいませんか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

先ほど答弁したとおり、新たな公共施設を併設する具体的な計画は現時点ではございませんが、学校の図書館を一般に開放するなど、施設の有効活用につきましては検討を進めております。

今後は、学校建設検討委員会での協議や皆様からの御意見を踏まえ、基本構想・基本計画の中でしっかり検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－13について答弁をさせていただきます。

新校舎の建設計画におきましては、将来、小学校が統合したとしても十分に対応できる教室数と施設規模を確保する想定で進めております。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

統合後にも十分に対応できる教室数と施設規模とは、具体的にお聞かせ願いたい。

そして、2つ目に、令和15年の南知多中学校新校舎完成時に豊浜小学校が移設される予定ですが、そのときまでに半島側のみさき小学校、豊浜小学校、内海小学校の統合の可能性はどうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

1つ目の質問につきまして、私から答弁させていただきます。

将来小学校が統合した場合におきましても、推計される児童数から全体の学級数に変更は生じない見込みでございます。そのため具体的な規模といたしましては、1学年1学級の教室数を確保することで十分に対応できるものと考えております。

私からは以上です。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（田中直之君）

2つ目、半島側のみさき小学校、豊浜小学校、内海小学校の統合の可能性についてという御質問ですが、半島側の小学校の統合につきましては、津波発災時に浸水のおそれがある豊浜小学校は、令和15年度の中学校新校舎完成時に移設し、児童の安全を確保することとしておりますが、内海小学校及びみさき小学校の統合につきましては、本年5月から保護者意見交換会を進めているところでございます。引き続き保護者や地域の皆様からの御意見など、丁寧にお聞きした上で判断していくことになりますので、現時点では統合の可能性についてお答えすることはできません。

今後、お聞きした御意見などを踏まえまして、小学校の在り方、統合の方針をお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

さて、今回、南知多中学校の新校舎建設について質問をしました。

建設候補地の最大の決め手は事業費を最も低く抑えられるということで、総合体育館周辺となりました。仕方がないのかなと思います。

しかしながら、年間の利用者が3万3,000人ほどある総合体育館の現駐車場に新校舎を建設すれば、離れたところに駐車場を移すことで利用者の利便性が非常に悪くなるのではないかと。また、多額の用地買収費用と法令対応の複雑な業務、そして農地の高額な造成や盛土の費用、豊浜小学校の償還金返済並びに跡地利用やその後の維持費、管理の問題などいろいろと課題がまだまだあるように思います。

※

_____、_____。
_____。_____、_____。
_____。_____、_____。
_____。

(「――、――」と呼ぶ者あり)

_____。

○議長（鈴木浩二君）

_____、_____。_____。
_____。

○10番（榎戸陵友君）

_____。

○議長（鈴木浩二君）

_____、_____。
_____。

○10番（榎戸陵友君）

_____。

_____、_____。

さて、新校舎の建設については、南知多町唯一の中学校ということで新たな特徴や試みを期待しています。竜王小学校の例も参考にさせていただきたいし、学校検討委員会の研究成果も期待したいところです。

また、我々町議会も7月に小中一貫校や学校の新校舎建設について、瀬戸市や飛島村に先進地行政視察を予定し、見識を深めてまいります。

町民の皆様にもいろいろな御意見をいただき、知多半島で一番の中学校、教育環境がすばらしく児童・生徒や町民に愛される学校、教育は百年の計と言われますが、100年続くようなしっかりした学校、そのような南知多中学校をみんなで協力し合い、建設し

※ 取消し発言あり

ていかなければならないと考えます。

これも提案になりますけれども、学校の特徴ですけれども、学校全体が環境教育の教材であるというような学校もあります。また、心地よいきれいなトイレや手洗い所のある学校もあります。教室で木ができた学びに優しい学校もあります。グラウンドが芝生、中庭があり……。

（「議長、持論が長い」と呼ぶ者あり）

これも提案ですのでちょっと。

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員に申し上げます。

あまりに長くて何を言っておるかちょっと分からないものですから。

○10番（榎戸陵友君）

分からんかね。

（「持論、持論」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

はい。もうちょっと簡潔にお願いいただけますでしょうか。

○10番（榎戸陵友君）

はい。いい学校のちょっと例えを今言って参考にしてもらえればなと思ってしゃべっているんですけれども……。

（「持論になるて」と呼ぶ者あり）

これは提案です。持論じゃないです。

（「持論」と呼ぶ者あり）

持論じゃないです。

（「議長、議会運営だ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

暫時休憩いたします。再開は35分。

〔 休憩 11時27分 〕

〔 再開 11時28分 〕

○議長（鈴木浩二君）

ということで再開をいたします。

榎戸議員、何かありますでしょうか。

(10番議員挙手)

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

いろいろと調べますと、いい中学校、特徴のある学校がたくさんございます。

その中で、今ちょっと提案させていただいたんですけれども、まだまだ5つぐらいあるわけなんですけれども、もうちょっと持論ということでちょっと止められましたのでやめておきますけれども、特徴のあるいい学校というのは本当に南知多町で一番、知多半島で一番の学校をつくるためには必要ではないかなと思います。みんなで一生懸命考えていい学校をつくって、いい子どもたちを育てていかなければならないと思います。

今日はいろいろと質問させていただきました。ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。少し短めでよろしいでしょうか。5分でいいですか。

では、5分の休憩ということでよろしくお願いします。

休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時28分 〕

〔 再開 11時35分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

昼休憩がかかっちゃうかもしれませんが、ここでやれるだけやっていきたいと思っております。

次に、1番、木藤創大議員。

○1番（木藤創大君）

議長のお許しを得ましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

質問事項は公共施設の利活用についてです。よろしくお願いします。

南知多町では、公共施設等総合管理計画において、令和35年度までに公共施設の総延べ床面積を現状比50%削減する目標を掲げています。この目標達成に向け、令和6年3月に策定された公共施設再配置計画に基づき、施設の統廃合、複合化が具体的に進められており、今後廃止される施設が順次生じてくることになっています。

廃止施設の跡地、建物の利活用は、財政負担の軽減と地域活力の維持の両面において重要な課題であります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

(1)現在、旧大井小学校、旧師崎中学校、山海ふれあい会館の3施設について、公募型プロポーザル（民間事業者から活用方法の提案を募る方式）による売却手続が進められたと聞いています。現在の進捗はどのような状況にあるのか、またスケジュールも含めてお答えください。

(2)プロポーザルの審査に当たっては、単に売却価格の高低だけでなく、地域活性化や雇用創出など地域の貢献度も評価基準に含まれているのでしょうか。また、民間事業者に対してどのような活用を期待しているのか、町としての考えをお聞かせください。

(3)活用内容によっては、周辺の交通量や住環境が大きく変わることも考えられます。売却に当たって、近隣住民への説明会などの機会についてどのようにお考えでしょうか。

(4)今回、プロポーザルの対象となっている3施設以外にも、再配置計画において廃止が決定または廃止予定となっている施設がありますが、原則においてどのような活用方針を考えていますか。

(5)今回のプロポーザルを実施したにもかかわらず応募者がなかった場合や、応募があっても適切な提案が得られなかった場合など、売却が成立しなかったときの方針はどのようにお考えでしょうか。

以上となります。

再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－1について答弁をさせていただきます。

現在、対象施設に関する提案書など提出書類の受付期間中でございます。

今後のスケジュールといたしましては、6月30日をもって受付を締め切り、7月上旬にプレゼンテーション形式での審査会を実施した上で、7月中旬に優先交渉権者を決定いたします。その後、提案事業に関する法令などの本格的な協議を愛知県などの関係機関と進め、仮契約、本契約へと移行していく予定でございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

御答弁ありがとうございます。

現在、提案の受付期間中であり、7 月中旬には優先交渉権者が決定するという具体的なスケジュールについて確認いたしました。

今回の公募型プロポーザルは、対象となる3施設、旧大井小学校、旧師崎中学校、山海ふれあい会館の今後の在り方を決める極めて重要なスタートラインであると考えております。タイムラインに遅れが生じることなく、公正かつ迅速に手続が進められることを期待いたします。

では、次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－2について答弁をさせていただきます。

審査に当たりましては、売却価格だけではなく、事業計画の実現性、組織体制、資金計画などを総合的に評価いたします。

町といたしましては、その中でも、地域活性化や雇用創出などの地域貢献度を特に重要視しております。民間事業者様には単なる施設の利用にとどまらず、本町に根差した持続可能な事業展開を図っていただくことを強く期待しております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

売却額の大小だけでなく、審査において、地域活性化や雇用創出などの地域貢献度を最重要視し、本町にしっかりと根差した持続可能な事業展開を期待するという町の方針には私も深く賛同いたします。単なる財産の処分にとどまらず、地域の活力を維持、発展させるためのパートナー選びとなるよう厳正な審査をお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－3について答弁をさせていただきます。

売却先及び具体的な活用計画が決定した段階において、近隣住民の皆様へ丁寧な説明の機会を設けることが重要であると考えております。

また、売却の条件におきましても、事業者に対して地域住民の皆様の良好な関係構築に努めるよう明確に求めてまいります。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1番（木藤創大君）

住民説明会のタイミングについてお伺いいたしました。

売却先や活用計画が決定した段階で説明会を行うとのことですが、近くに住んでいる方たちからすれば、全てが決まった後での説明は単なる事後報告にすぎないと感じるのではないのでしょうか。

仮に、説明会の場が設けられたとして、周辺の交通量増加や騒音など住環境の悪化に懸念する強い反対意見が出た場合、既に決定してしまっている計画にその意見を反映させることは困難だと思います。決定後に行う住民説明会で出た意見を町としてどのように事業計画に反映させる担保があるのか、より具体的にお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり説明会が単なる事後報告となってしまうのは、住民の皆様の理解を得ることはできません。

答弁で申し上げました決定した段階とは、7月中旬の優先交渉権者が決定した段階、つまりどのような事業が行われるかの大枠が見えたタイミングを想定しております。この本契約に至る前の段階で速やかに説明会を開催し、住民の皆様からいただいた御意見や御不安につきましては、事業者へ適切な配慮や計画の調整を行うよう努めてまいります。

す。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

決定した段階とは正式な本契約に至る前、優先交渉権者が決まった大枠のタイミングであること、そして住民の皆様から出された懸念事項や御意見については町が責任を持って事業者との間に入り、計画の調整や適切な配慮を強く求めていくという明確な姿勢を確認させていただきました。そのようであれば住民皆様の安心にもつながると考えます。地域と事業者との良好な関係構築は事業成功の必須条件でもありますので、確実なコミットメントをお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－4 について答弁をさせていただきます。

跡地利用の予定がない廃止施設につきましては、売却または貸付けによる有効活用を基本方針としております。ただし、施設の立地や規模、地域の実情を十分に踏まえ、地元区などの地域団体への譲渡も選択肢の一つとして検討をいたします。

いずれのケースにおきましても、未利用財産として長期間保有し続けることのないようスピード感を持って対応をしてまいります。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

今回、プロポーザルの対象となっている 3 施設以外の廃止予定施設についても、売却や貸付けによる有効活用を基本としつつ、立地や地域の実情に応じて地元区などの地域団体への譲渡も含めた柔軟な選択肢を検討されるとのこと、理解いたしました。

未利用財産を長期間保有し続けることは、維持管理費の面でも財政的な重荷となります。スピード感を持った柔軟な対応を強く願います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－5 について答弁をさせていただきます。

万が一売却が成立しなかった場合は速やかに原因を分析し、売却条件や募集方法を見直した上での再公募を基本的な対応として考えております。それでもなお見通しが立たない場合には、定期借地による貸付けへの切替えや既存建物を解体して更地にした上での再公募など、あらゆる手法を検討してまいります。廃止施設が町の負の遺産となることを防ぐため、柔軟かつ確実な利活用を推進してまいります。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

売却不成立時を見据え、再公募や定期借地権の活用など、あらゆる手法を視野に入れている点、よく分かりました。

答弁で示されたとおり、廃止施設を負の遺産にしないための取組は、今回の 3 施設にとどまらず今後も続く本町の重要課題です。だからこそ今回のプロポーザルを単発の事例で終わらせず、今後のモデルケースとして確立すべきだと考えております。

町として、今回の一連のプロセスを今後続く施設の売却に向けどのように体系化し、町内の仕組みとして定着させていくおつもりでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、今回の 3 施設の売却プロセスは今後の重要な先行事例と位置付けております。

今後の施設売却におきましては、今回得られた実務ノウハウの組織的な蓄積と、担当窓口を企画財政課企画政策グループに一本化することによって対応してまいります。今後も同グループが全庁の司令塔として機能することで、住民の皆様や事業者の方がどこ

へ相談すればいいか、迷わずスピーディーで一貫した対応が受けられる体制を整えてまいります。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

木藤議員。

○1 番（木藤創大君）

今回の実務で得られるノウハウを組織的に蓄積し、さらに担当窓口を一本化してワンストップでの確、迅速に対応できる体制を整えるという方針、大変高く評価いたします。ぜひ庁内横断的な強固な仕組みとして確立していただきたいと思います。

公共施設の再配置や統廃合は、長年その施設に親しんできた住民の皆様にとっては、寂しさや不安、痛みを伴う改革でもあります。だからこそ行政には単に建物を壊す、売るということではなく、行政負担の軽減、地域活力の維持、創出を高い次元で両立させる明確なビジョンと確実な実行力が求められます。

今回の一連の取組が住民の皆様の不安を払拭し、南知多町の未来へとつながる持続可能な跡地利活用の輝かしい先行事例となるよう、全庁一丸とした確実な体制整備と誠実な合意形成を強く要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

以上で木藤創大議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

なお、休憩中は、議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時50分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7 番、服部光男議員。

○7 番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 番、認知症高齢者等個人賠償保険事業導入についてを質問いたします。

認知症高齢者が1人で外出してしまい列車にはねられた事故で、遺族は鉄道会社から

高額な損害賠償請求を受け、8年にわたり最高裁まで争う注目を集めた裁判がありました。

民法によれば、認知症等の責任無能力者が事故を起こしても賠償責任を負うことはないが、代わりに法定監督義務者が監督義務を怠った場合は賠償責任を負う可能性があるとされています。また、介護を担う人が事故を予見できたのに回避できなかった場合、介護責任者が賠償責任を負うこともあります。

このように、認知症高齢者を自宅でサポートする場合、家族が背負う責任はかなり重いものがあります。

令和6年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という）では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目的としています。

法では、国・地方公共団体に対し、認知症の人と家族への支援、権利利益の保護、生活上の障壁除去などを進める責務が明確に規定されています。

そこで、本町における高齢者の現況と認知症高齢者と家族への支援体制について、下記の質問を行います。

(1)本町の高齢者を取り巻く状況から伺います。高齢化社会と呼ばれるのは、高齢化率7%以上、14%以上で高齢社会、21%以上が超高齢社会と言われていますが、本町の高齢化率を全国平均と比較した状況を教えてほしい。

(2)本町の要介護認定率を全国及び県内自治体との比較も含め教えてほしい。

(3)本町の認知症高齢者数、過去3年の推移を教えてほしい。

(4)認知症高齢者と家族への具体的な支援施策はどのようなものがあるのか。

(5)全国の自治体では、認知症高齢者やその家族を支えるため、自治体が保険料を負担する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を導入する動きがあるが、県内自治体の状況はどうか。

(6)仮にこの事業を導入した場合どのような効果があるか。

(7)今後この事業を導入する予定はあるか。

大きい2番目としまして、高齢者の特殊詐欺防止対策についてを質問いたします。

現在、特殊詐欺は単なる犯罪の枠を超え、市民の平穏な暮らしを脅かす深刻な社会問題となっています。

かつては家族を装うオレオレ詐欺などの手口が中心でしたが、昨今では偽の逮捕状な

どを郵送、または固定電話やスマートフォンでSNSやデジタル技術を悪用し、公的機関の職員や警察官を装うなど、その手口は驚くほど巧妙化、組織化されています。

特に、高齢者が標的となるケースが多く、被害は長年かけて蓄えてきた貴重な財産を失うだけではなく、自分はなぜだまされたのかという自責の念から社会的な孤立や心身の不調を招くなど、その爪痕は極めて深刻です。

私の下にも、高齢者の皆さんから日々不安の声が寄せられており、町民、特に高齢者に寄り添った防犯体制の強化が必要であると考え、また安心して暮らせるまちづくりのため、以下の質問を行う。

(1) 本町における特殊詐欺の被害件数及び被害額の推移について、把握している範囲で教えてほしい。

(2) 本町における最近の詐欺手口の傾向について、把握している範囲で教えてほしい。

(3) 高齢者をはじめとした住民に最新の詐欺手口を周知し、被害を未然に防ぐために、町ではどのような広報や啓発活動を行っているのか。

(4) 詐欺の標的になりやすい独り暮らしの高齢者などを地域で守るため、民生委員や町職員による高齢者見守り事業において、戸別訪問時に注意喚起や特殊詐欺防止対策機器の紹介を強化できないか。

(5) 金融機関の店舗を伴わない商業施設等の無人ATMが還付金詐欺の現場として狙われています。警察や金融機関と情報共有を行い、被害を食い止めるための連携活動について現状の取組をお聞かせください。

(6) 外国からの不審な着信を自動的にブロックする迷惑電話防止アプリの活用や、電話だけでなく自宅に直接訪問してくる対面型詐欺への対策として取り組める支援策はあるのか。

(7) 万が一被害に遭ってしまった高齢者が、自責の念から閉じ籠もりや認知症の進行を招かないよう、警察をはじめとする各関係機関が連携した心のケアや継続的な見守り体制を構築できないか。

以上で、壇上での通告書の朗読はこれで終わらせていただきますが、再質問につきましては自席にて対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問 1－1 につきまして答弁させていただきます。

全国平均の高齢化率は、内閣府の令和 7 年版高齢社会白書によると、令和 6 年10月現在で29.3%となっています。本町の同時点の高齢化率は40.9%で、比較すると11.6ポイント大幅に上回っており、全国と比較して高齢化が著しく進んだ自治体となっております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

答弁ありがとうございます。

令和 6 年10月時点での本町の高齢化率が40.9%であり、全国平均の29.3%を11.6ポイントも上回っているという数字は、改めて非常に深刻な現状として受け止めました。

そこでお聞きします。

直近の本町の高齢化率は何%になっているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

令和 8 年 3 月現在の高齢化率は42.17%です。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ありがとうございます。

令和 6 年10月の高齢化率40.9%と令和 8 年 3 月の高齢化率42.17%を比べますと、僅か1年5か月の間に1.27ポイント上昇していることが分かりました。

私も少し調べてみましたが、町の高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画での予測、そして令和22年には高齢化率は52.9%、若干の変動はあると思いますが、人口の約半分が高齢者になるのではないかという予測もあります。全国の中でも特に高齢化が進んだ自治体であるということを、まず町全体でしっかりと共有し、強く認識していく必要があると感じました。

次の質問、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問１－２につきまして答弁させていただきます。

要介護認定率とは、65歳以上の人口に占める要介護・要支援認定者の割合であります。

本町の過去10年間の推移を見ますと、平成28年度の15.6%を起点に多少の増減はあるものの、全国、愛知県平均を一貫して下回る低い水準で推移しています。

直近の令和７年12月末時点のデータで申し上げますと、本町は16.0%となっており、全国平均の20.2%、愛知県平均の18.8%と比べますと全国より4.2ポイント低く、愛知県より2.8ポイント低い水準となっております。

高齢化率が全国平均を大きく上回る本町において、要介護認定率が低い水準を維持できていることは、これまでの介護予防や健康づくりの取組の一定の成果であると考えております。以上です。

（７番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○７番（服部光男君）

先ほどの高齢化率と本当にこの要介護認定率が、全国、愛知県の平均を継続して下回っているという答弁、本当に本町がこれまで取り組んできた介護予防や健康づくりの成果が着実に表れているという点で、大変評価できることだと思います。

健康寿命という言葉がありますが、サロンなどでの百歳体操の普及なども、町や社協さんの取組として高齢者の健康づくりに貢献していると思います。今後もこの取組を継続、充実させていただきたいと思っております。

次の質問、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問１－３につきまして答弁させていただきます。

本町の認知症高齢者の総数を正確に把握することは困難ですが、介護保険の認定調査

において、認知症により日常生活に支障を来す症状があると認定された方の人数を基にお答えいたします。

各年10月現在の人数は、令和5年が630人、令和6年が603人、令和7年が667人となっており、年によって増減はあるもののおおむね600人台で推移しております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

確かに多少の増減はありますが、認知症高齢者数がおおむね600人台で推移しているとのことで、決してこれは少ない数字と認識しております。

「認知機能とは」という言葉では、ワードで調べてみますと、五感で受け取った情報を脳で処理、理解し、適切な判断で行動するために必要な脳の知的な機能とありました。先ほどの体の健康維持と同時に脳の健康を維持するための脳トレ、パズル、例えばマージャンなど、好きな趣味を生かすことも効果があると言われておりますので、こちらの普及もお願いしたいと思っております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

本町が取り組んでいる認知症高齢者と、その御家族への主な支援施策を3つ申し上げます。

1つ目、認知症家族交流会を定期的を開催し、御家族が正しい知識を持って介護に取り組めるよう支援しております。

2つ目、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護、地域の関係機関との連絡調整や個別相談に対応しております。

3つ目、認知症初期集中支援推進事業として、医療、介護の専門職と専門医で構成する認知症初期集中支援チームを設置しております。医療、介護サービスを受けていない認知症の疑いがある方などを対象に、チームが自宅へ訪問し、観察・評価、受診支援、

介護サービスへの橋渡しなど最長 6 か月間の初期集中支援を行っております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

答弁にありました認知症家族交流会、そして地域支援推進員の配置、初期集中支援チームの設置という 3 つの施策について、いずれも大変重要な取組であると評価いたします。

その中でも、特に早期発見、早期対応が重要であると考えておりますが、認知症初期集中支援チームの具体的な活動実績についてお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

令和 7 年度の活動実績は、新たに 2 名の方を支援対象として活動を行いました。その結果、1 名が医療機関への受診につながり、もう一名が介護保険サービスの利用を開始するに至っております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ありがとうございます。

ただいまの令和 7 年度の認知症初期集中支援チームの活動ということで、支援した 2 名全員が医療や介護サービスにつながったということが分かりました。件数こそ少ないかなと思いますが、支援した方全員に具体的な成果が出ているという点は大変意義深いことだと思っております。

認知症は早期に発見し、早期に適切な支援につなげることが、その後の生活の質を大きく左右すると思います。引き続き認知症施策の充実に向けた取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問 1－5 につきまして答弁させていただきます。

令和 8 年 4 月現在で、県内 54 市町村中 36 の市町が事業を実施しています。以上です。

（ 7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

県内 54 市町村のうち 36 の市町が既にこの事業を実施しているということは、実にざっとでございますが 67%、つまり 3 分の 2 の自治体が導入済みということになっております。これは、もはや先進的な取組ではなく標準的な施策になると思います。本町においても早急に取り組むべき課題だと思っております。

そこでお聞きします。

導入済みの県内市町ではどのような方を対象とし、どのような補償内容で実施しているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

保険の対象につきましては、多くの自治体では介護保険の要介護、要支援の認定を受けた方を対象としているケースが見られます。一方で、認知症と診断された方全般を対象とする自治体や行動に障害のある知的障害者、精神障害者の方なども含む自治体もあります。

次に、補償内容につきましては、1 件当たりの支払限度額はおおむね 1 億円から 3 億円となっており、免責金額、いわゆる自己負担額ですが、ゼロ円から設定している自治体が一般的となっております。以上です。

（ 7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

ありがとうございます。

県内の導入済みの自治体の状況を教えてくださいました。

自治体により対象者の範囲、補償内容には若干の幅があると思いますが、1億円から3億円という手厚い補償と同時に、自己負担なしで利用できる仕組みが一般的であることが分かりました。

我が町でも導入の検討事項としまして、また範囲としまして行動に障害のある知的障害者、精神障害者の方なども含む対応として、併せてやっていただければ大変うれしいと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

この事業を導入した場合の効果について、3つの立場から御説明いたします。

まず、認知症高齢者の方御本人にとっては補償の仕組みが整うことで外出を過度に制限される必要がなくなり、地域で安心して暮らし続けることができます。

次に、御家族にとっては高額な賠償責任を負うリスクが軽減されることで、経済的、精神的な負担が大きく和らぎます。

そして、地域社会にとっては被害を受けた第三者への補償が可能となることで、認知症の方を地域で受け入れやすい安心感のある環境づくりにつながります。

本事業は、御本人、御家族、地域社会の3者それぞれにとって、認知症になっても安心して暮らせる地域の実現に資する効果が生まれるものと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

御本人、御家族、そして地域社会にとって、それぞれの効果についての説明をいただきました。

特に、認知症の方が外出を過度に制限される必要がなくなるという点は、生活の質を守るという観点から非常に重要な視点だと思います。また、御家族の経済的、精神的な

負担の軽減という点も、介護離職の防止など社会全体の問題とも深くつながるものだと思います。

この項目のまとめにもなりますが、今回私はこのテーマを質問するに当たり、民間保険会社の方たちともお話を伺うことがあり、その中で、実際に保険適用が想定される身近な事例として、鉄道事故、自転車事故、徘徊中にスーパーの商品棚に接触し、商品、設備を破損してしまった場合などが上げられました。これらはいずれも日常生活の中で実際に起こり得るリスクだと思います。こうした身近な事例への備えとして、本事業の実効性は十分に期待できるものと考えます。

次の導入に関する質問7番へお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

御質問1－7につきまして答弁させていただきます。

本事業の導入につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、認知症高齢者の方御本人、御家族、そして地域社会それぞれにとって大変意義のある取組であると認識しております。

今年度は、第10期南知多町高齢者福祉計画の改定年度に当たることから、改定作業の中で認知症施策の充実という観点を踏まえ、本事業の導入について検討してまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございます。

ちょうどはじめ、切りのいいといいますか、第10期南知多町高齢者福祉計画の見直しをする中で、この取組について検討していただけるとの答弁をいただきました。

先ほど来の答弁にもありましたが、愛知県内の自治体の約7割では既にこの取組が行われております。また、この事業は認知症対策として効果があるという認識もいただきました。この取組が、認知症の人が安心して暮らせる社会をつくることを目指す認知症基本法の趣旨にまさに合致するものです。特に、高齢化が急速に進む本町においては、

ぜひとも導入すべき制度だと考えます。

町当局におかれましては、ぜひ積極的に御検討いただきますようお願い申し上げて、次の大きい２番に移っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問２－１につきまして答弁をさせていただきます。

半田警察署生活安全課に確認しましたところ、特殊詐欺の被害件数及び被害額につきましては、市町村別の集計は行われていないとのことでありましたので、半田警察署管内における集計データにてお答えをさせていただきます。

管内における状況といたしましては、令和５年が４１件、約１億２,１００万円、令和６年が５９件で約１億５００万円、令和７年が５３件で約２億１,０００万円となっております。件数は令和６年をピークに若干減少しているものの、依然として高い水準で推移しており、引き続き警戒が必要な状況であると認識しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問２－２につきまして答弁をさせていただきます。

引き続き、半田警察署生活安全課への確認に基づき答弁をさせていただきます。

管内における最近の詐欺手口の傾向といたしましては、警察官や金融機関職員を装うニセ警官詐欺、ＳＮＳを通じて投資を勧誘するＳＮＳ型投資詐欺及び交流サイトなどで親密な関係を装って金銭をだまし取るＳＮＳ型ロマンス詐欺の３つが増加傾向にあるとのことでございます。これもいずれもデジタル技術を巧みに悪用した手口であり、特に高齢者が被害に遭いやすいことから、最新の手口に関する情報を町民の皆様へ積極的に周知してまいります。以上です。

（７番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○７番（服部光男君）

似たような質問になっちゃうかもしれませんが、だますほうも常に新しい巧みな方法

で迫ってまいります、以前と比較してどのような変化や特徴が見られると思われますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、御質問につきまして答弁させていただきます。

御存じのとおり、2010年代前半までは固定電話や携帯電話を連絡手段とし、親族に成り済ましたオレオレ詐欺が主流であり、主な対象者は親世代である高齢者の方々でした。

最近の詐欺の手口の傾向は、総務部長の答弁でもありましたが、対象者は高齢者に加え、SNSを利用し、比較的資産に余裕のある40代から50代、また若年層もターゲットにされております。インターネットバンキングの悪用により、以前よりも短時間で高額な被害が発生しているという情報もございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ありがとうございました。

私たちも本当に常に新しいだましの手口というのをテレビとか新聞で目にしたり耳にしたりしておりますが、テレビや新聞の記事等で現金や振込に加え、金塊を手渡してだまし取られる手口もあったり、また他人のことで思いますとそんなばかなとか、何でそんなだまされるというような手口も感じますが、いざ自分の身に降りかかってくると冷静さをなくしてしまうのだと思いますが、新しい情報は常に取り込んで、またみんなにも拡散していただけたらと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問2-3につきまして答弁をさせていただきます。

町では、住民の皆様への広報・啓発活動として広報「みなみちた」への掲載、チラシ、ポスターなどによる配布、掲示、町公式LINEによる注意喚起を行っております。ま

た、警察やボランティア団体と連携し、合同パトロールや立哨活動を通じて被害防止に向けた啓発活動を実施しております。

今後につきましても、最新の詐欺手口の情報を迅速に取り入れながら、多様な媒体を活用した広報・啓発活動の充実に努めてまいります。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

広報への掲載やチラシ配布など、様々な啓発活動を実施していただいていることは理解しました。

LINE 配信とか、そういったこともお伝えいただきましたが、高齢者の中にはスマートフォンを持たない方や、持っていてでも LINE などを開けない方も一定数お見えになると思います。より届く広報として、例えばまちづくり会や老人クラブを通じた出前講座などの取組があれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁をさせていただきます。

御指摘はごもっともでございます。一方的な情報発信だけでは実際の意識改革にはつながりにくいと認識はしております。

現在、警察では、県内で発生している特殊詐欺の手口とその対策を紹介する防犯出前教室を実施しております。高齢者が身近に参加できる場で、積極的に活用していただきたいと考えております。また、警察のホームページにおいては、特殊詐欺に遭わないよう動画のコンテンツも配信されております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

ありがとうございます。

高齢者にやはり対面してお伝えすることが効果的と思われます。デジタルよりもより

アナログ的な対応が必要だと思います。

職員の方が定期的に訪問している見守りの際に直接の声かけ、例えば不審な電話を受けたときに一旦深呼吸を促すとか、電話をこちらからかけ直しますなど一旦電話を切るとか、そういったアドバイスもしてもらっただけでも現実は違ってくるかもしれません。そういったお話も加えていただくとより効果的かと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問２－４につきまして答弁をさせていただきます。

見守り訪問時において、特殊詐欺注意喚起のチラシなどの配布を行っております。さらに、本年度からは特殊詐欺防止対策機器の紹介も併せて実施してまいります。以上です。

（７番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○７番（服部光男君）

ただいま御答弁いただきましたが、特殊詐欺防止対策機器の購入に対して一部費用を補助する制度の説明、改めて説明をいただくのと、その補助実績と、今後の何かまた新しい取組を考えておみえでしたらそれもお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁させていただきます。

町では、令和４年度より特殊詐欺防止装置購入補助を実施しております。補助対象者は、町内在住の65歳以上の高齢者またはその家族であり、補助率は特殊詐欺防止装置の購入及び設置に係る費用の２分の１以内で5,000円を上限としております。

補助実績として、令和４年度10件、令和５年度６件、令和６年度４件、令和７年度２件となっており、年々利用者が減少しておりますので、ホームページ、広報などで再度

P Rを実施していきたいと考えております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

改めての説明ありがとうございました。

実績の中で減っているというのがどういう現象なのか、迷っていた方が購入したということで減ってきているのかどうかということもありますが、機器購入され補助制度を活用されなければ意味がないと思いますので、ホームページ、広報での再 P Rに加え、例えば見守り訪問時に申請書類を持参するなど、こういった申請のハードルを下げる取組というのは今後またやっていただけるか、どうなのでしょう。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、御質問につきまして答弁させていただきます。

補助制度を周知されていても、実際の申請につながらなければ効果は限定的でございます。

現在、見守り訪問時にチラシ等の配布は行っておりますが、議員が言われました申請書類を持参しその場で、申請サポートについては、有効であると考えております。窓口に来られない高齢者でもスムーズに申請できる仕組みを整え、制度の認知度の向上と申請のしやすさの向上を両輪で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 2－5 につきまして答弁をさせていただきます。

無人 A T Mを悪用した還付金詐欺への対策につきまして、現在、町として特段の取組はございません。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

近々のニュースでございますが、名古屋市内のコンビニ内のＡＴＭの前で、高齢の女性がスマホを片手に、しかも相手の人と敬語で話しているのを何となくおかしいと思った女子高校生が付近にいた方と一緒に大丈夫でしょうかとって事情を確認したところ、まさにそれが特殊詐欺行為が行われている最中であつたということが分かり、これは地域の人の気づきで詐欺事件を未然に防ぐことができたという一つの事例だと思います。

被害に遭いやすい高齢者への告知ばかりでなく、周りの人、いわゆる地域の人や若い中高生の学生たちにも不自然で怪しい様子を感じたら勇気を持って声をかけてみようという高齢者への声かけばかりでなく、そういった啓発活動も必要であると考えます。

町取組は、今答弁では特段ないということでございましたが、警察はどのような対策を実施しているのか。もっと連携してやれることはないのかと警察や金融機関などとの連携をどのようにしていくつもりでしょうか、何かその答えがあつたらお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（山下哲矢君）

それでは、答弁をさせていただきます。

警察におきましては、金融機関やコンビニエンスストアと連携し、高額出金等に対する通報依頼や窓口での高齢者への声かけ、ＡＴＭでの携帯電話使用の自粛を促す「ＳＴＯＰ！ＡＴＭでの携帯電話」運動を実施しております。

町といたしましては、引き続き警察や金融機関との情報共有に努めてまいりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問２－６につきまして答弁をさせていただきます。

まず、迷惑電話防止アプリの活用につきまして、警察では、国際電話利用休止の申込み受付サポートや、対策アプリのダウンロード推進などの取組を行っております。町といたしましては、警察と連携し、これらの取組に係る情報を広報やチラシ、ポスターの掲示、配布などを通じて広く周知してまいります。

また、対面型詐欺への対策につきましては、老人クラブや高齢者サロンなど高齢者が

参加しやすい場を通じて、最新の詐欺手口や対応方法など積極的にお伝えしてまいります。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

本当にこれといった解決策がないかもしれませんが、スマホなどの操作が苦手な高齢者にどのような対策を取ってもらうかということになりますが、だます側はスマホが苦手な高齢者に操作をさせ考える時間をなくし、畳みかけるように誘導し振込などの行動に移させているんだと思います。深呼吸するだけでも結果は違ってくるかもしれませんので、高齢者には丁寧な分かりやすい対応、説明をお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 2－7 につきまして答弁をさせていただきます。

愛知県では、令和 4 年 4 月に愛知県犯罪被害者等支援条例が施行され、犯罪被害者等のための総合的対応窓口において専用ダイヤルの開設、支援員 2 名の配置が行われるとともに、犯罪被害者等支援コーディネーターも配置されております。

現在、国、県、警察、市町村、民間支援団体などによる多機関ワンストップサービス体制が構築されており、町は総合的対応窓口としての役割を担っております。

議員御指摘のとおり、詐欺被害を受けた高齢者が自責の念から孤立し、心身の状態が悪化するケースは深刻な問題でございます。被害発生後の対応につきまして、防災交通課、ふくし課、地域包括支援センターが連携し、被害者に対する継続的な見守りと相談支援につなげてまいります。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ありがとうございます。

今答弁にありましたが、やはりどの担当課に電話がつながるかではなく、横の連携といった形での対応も大変必要かなと思っております。

今回の一般質問では、高齢者の特殊詐欺防止対策について、被害の実態から啓発活動、特殊詐欺防止機器補助、関係機関との連携、そして被害後の心のケアまで幅広くお伺いしてまいりました。

答弁を通じて、本町においても警察や民生委員、地域包括支援センターなど複数の関係機関が既に連携して取り組んでいただいていることは評価しております。

一方で、特殊詐欺防止装置補助の利用件数が年々減少しているということ、無人ＡＴＭの対策が現在では手薄であること、そして地域のつながりが薄い閉じ籠もりがちな高齢者へのアプローチが十分に届いていないことなど、まだまだ対応の余地がある課題も浮かび上がりました。

詐欺の手口は日々巧妙化、多様化しており、行政の対策も常にアップデートしていかなければなりません。チラシを配った、補助制度があるという事実だけにとどまらず、その取組が実際に町民の手元に届き、被害の防止につながっているかという効果検証の視点も今後ぜひ取り入れていただきたいと思います。

長年かけて築いた財産と安心して暮らせる日常を守るために、町が関係機関と一体となって、引き続き積極的な対策を講じていただくことを強く強く要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は13時55分といたします。

〔 休憩 13時43分 〕

〔 再開 13時55分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第2 議案第51号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、議案第51号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例についての件を議題

といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、議案第52号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、葬祭補償として33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた額を支給するとしているが、例えば団員の階級の方が死亡した場合、具体的に幾ら支給されるのか。答弁としまして、勤続年数10年目未満の団員の階級の方に対しては63万円が支給されます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第53号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第53号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第54号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第54号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、しゅんせつの土砂量などはどれだけ増えたのか。答弁としまして、当初予定の2,600立方メートルより約400立方メートル増えました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第54号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

さて、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

健康こども課関係について、質疑としまして、ナフサ等の値上げで紙おむつなどの購入費は補正額より増える心配はないか。答弁としまして、現時点における紙おむつなどの購入単価及び使用量の見込みを踏まえ、補正額の範囲内で対応可能と考えています。

総務課関係について、質疑としまして、コミュニティー助成事業費補助金について、日間賀島西区のコミュニティー備品購入と説明されているが、備品購入とはどのような内容か。答弁としまして、島内60か所にある防犯灯のLEDへの更新等を予定しています。

次の質疑としまして、今回購入するタブレット端末は既に購入されたものと同等の性能を持った機器の購入を検討しているか。答弁としまして、同等の性能を持つタブレット端末の購入を予定しています。

防災交通課関係について、質疑としまして、車内放送やテロップ（文字案内）やバスロケなどの修正、変更に係る費用はどこに予算計上されているか。答弁としまして、運行委託料の中に含まれています。

次の質疑としまして、災害対策の篠島の防災資機材補助200万円は、コミュニティー

としてどのような防災利用が計画されているか。答弁としまして、購入する資機材は、ライト、蓄電池、折り畳みベッドで、主に災害時の避難所運営に活用予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第1号 日本政府に南知多町議会として「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、請願第1号 日本政府に南知多町議会として「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願に対して、各委員に意見を求めました。

意見としまして、再審請求及び無罪となった事例が相次いでいるが、証拠開示が全面的にされていないことが大きな冤罪をつくっている。再審請求が認められれば、地方裁

判所、高等裁判の再審裁判で検察は立証すればよい。現在提出されている法案については一部保留的な部分は残っているが、証拠の開示についてはできるだけ全面的に公開し、検察の抗告の中止を求めるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、反対多数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

5 番、内田議員。

○5 番（内田 保君）

私は請願の紹介議員として賛成討論をいたします。

まず、犯罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪、それは人生の破壊であって、人格を否定すると同時に法制度自体の正当性を失わせるものです。

冤罪はあってはならない、誰しも認めるところでありますが、後を絶ちません。

知多半島においては、南知多町と武豊町議会だけが再審法の改正の決議がされておられません。

国家による殺人を強制する、冤罪をなくすための南知多町議会としての意見書を求める請願が2人の町民の方から提出されております。私も紹介議員となりました。

現在、再審法の改正案は既に国会で出されており、衆議院が通過し、その審議が進んでおります。一部の自民党議員も最初の法制審議会案の抗告改正に関しては反対し、そして政府案では本則に検察側の抗告を認めない、そういう規定も入れました。しかし、附則で抗告ができるような条項となっており、曖昧な法案となっています。

また、検察が一方的に持っていた証拠開示するとの規定も入りましたが、これについても、これまで裁判所の判断で開示することができた権利が狭まることも多くの方に心配されております。

前川さんや、それから袴田さん、西山さんなど、冤罪被害者の皆さんも指摘しておりますが、この法案では救われないと、このように言っております。完全な抗告の禁止、全面証拠開示になっておりません。検察の抗告も証拠開示拒否も場合によっては認めるものになっている、そういう法案となっております。

無罪となったこれまでの再審事件で、新証拠の多くが当初から検察が隠し持っていたものであった事実には心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が最初から開示されていたら冤罪者は生まれず、当事者の人生は全く別のものになったはずです。検察の妨害を許さず、公正・公平な裁判の機会を実現していくために、この国の制度を厳しくチェックしていく必要があります。

私たちも冤罪被害者にならないとも限りません。

今回の請願は、南知多町議会の冤罪は許さないという姿勢を示す絶好の機会であります。ぜひ皆さん、この再審改正決定を広く認めること、1つ。

2つ目は、証拠開示を全面的に設けること。

3つ目は、検察官の抗告を、全面的に不服抗告を禁止すること。

この3つは求められている、その皆さん方の願いにぜひともこの法案に対し、この請願に対して賛成いただきますようよろしくお願いいたします。

証拠開示がない、そしてまた検察の抗告はない、そのような状況の中で、まさに苦しんでいるのはこれから私たちであるかもしれません。ぜひよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第1号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。委員長の報告に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成 8、反対 1、賛成多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第 7 議案第 55 号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能保全工事）

○議長（鈴木浩二君）

日程第 7、議案第 55 号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能保全工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

それでは、議案第 55 号、工事請負契約の締結につきまして提案理由を説明いたします。20 ページの提案理由の説明を御覧ください。

1 の提案理由ですが、日間賀漁港漁港施設機能保全工事について請負契約に付するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2 の工事の概要ですが、工事名は日間賀漁港漁港施設機能保全工事、工事場所は南知多町大字日間賀島地内であります。

主な工事の内容は、古くなった浮き栈橋の更新で、浮き栈橋の工場製作 1 基とその仮置き及びアンカーブロック製作 4 個です。

設置工事につきましては別で、令和 9 年度に実施予定であります。

この浮き栈橋は、シラス漁の荷揚げ作業の負担を軽減し、漁業従事者の労働環境の改善を図るためのものです。

工期は令和 9 年 2 月 26 日まで、請負契約金額は 1 億 1,660 万円、うち取引に係る地方消費税及び地方消費税の額は 1,060 万円であります。

請負契約者は、南知多町大字片名字新師崎 20 番地、株式会社石橋組であります。

契約の方法は、指名競争入札で、去る 5 月 27 日に 6 者により実施したものです。

次のページには入札結果をつけております。

入札予定価格は税抜きで 1 億 606 万 6,000 円で、落札率は 99.94% でした。

また、その次のページ以降には、工事場所の位置図と浮き栈橋の全体図をつけており

ます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第55号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和８年第４回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦勞さまでした。

〔 閉会 １４時１５分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 服 部 光 男